

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2985号及び第2986号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「「変更届書 全2件（令和2年6月15日瀬生第22067号）（令和2年8月24日瀬生第22134号）」、「変更届書 全3件（令和2年6月15日瀬生第22066号）（令和2年12月7日瀬生第22210号）（令和2年12月7日瀬生第22211号）」、「変更届書 全3件（令和2年8月24日瀬生第22136号）（令和2年12月7日瀬生第22212号）（令和3年3月5日瀬生第22279号）」、「変更届書 全3件（令和2年8月24日瀬生第22131号）（令和2年8月24日瀬生第22132号）（令和2年8月24日瀬生第22133号）」及び「変更届書 全2件（令和3年3月5日瀬生第22277号）（令和3年3月5日瀬生第22278号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2985号】

- (2) 「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2986号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2985	令和3年4月8日	令和3年5月11日	令和3年6月23日	令和3年8月3日	個人	市長
2986	令和3年4月8日	令和3年5月11日	令和3年6月23日	令和3年8月3日	個人	市長

### 3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2985	「変更届書（令和2年6月15日瀬生第22066号）」（以下「文書1」という。）、「変更届書（令和2年12月7日瀬生第22210号）」（以下「文書2」という。）、「変更届書（令和2年12月7日瀬生第22211号）」（以下「文書3」という。）、「変更届書（令和2年6月15日瀬生第22067号）」（以下「文書4」という。）、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22134号）」（以下「文書5」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当 ・開示請求のあった時点で届出されていない薬剤師の氏名、調剤に従事する薬剤師の勤務時間数の総和、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間数の総和、要指導医薬品又は一般用医薬品	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
	<p>いう。）、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22131号）」（以下「文書6」という。）、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22132号）」（以下「文書7」という。）、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22133号）」（以下「文書8」という。）、「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22136号）」（以下「文書9」という。）、「変更届書（令和2年12月7日瀬生第22212号）」（以下「文書10」という。）、「変更届書（令和3年3月5日瀬生第22279号）」（以下「文書11」という。）、「変更届書（令和3年3月5日瀬生第22277号）」（以下「文書12」という。）、及び「変更届書（令和3年3月5日瀬生第22278号）」（以下「文書13」という。文書1から文書13までを総称して「本件審査請求文書」という。）</p>	<p><b>品の販売に従事する登録販売者の勤務時間数の総和、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する専門家の勤務時間数の総和、要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の勤務時間数の総和、登録販売者の従事時間、開示請求のあった時点で届出されていない薬剤師の住所、週当たり勤務時間数、薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録月日、生年月日、雇用又は勤務の別、勤務時間、開示請求のあった時点で届出されている薬剤師の住所</b></p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第4号に該当</b></p> <p><b>・法人代表者印の印影</b></p> <p>（開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	
2974	<p>「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第2号に該当</b></p> <p><b>・変更前後の薬剤師氏名</b></p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第4号に該当</b></p> <p><b>・法人代表者印の印影</b></p> <p>（開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。）</p>	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2985	<p><b>《薬局の変更の届出に係る事務について》</b></p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第10条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第16条第1項では、薬局開設者は、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名等を変更したときは、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）に届け出なければならないことが規定されている。また、同条第2項ではこの届出は省令様式第6の変更届書により行うことが、同条第3項では変更届書の区分に応じて同項各号に定める書類を当該変更届書に添付すべきことが規定されている。</p> <p>横浜市においては、変更届書の受理に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第3号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2985</p>	<p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、特定薬局の開設者である特定法人が特定薬局の勤務薬剤師の変更等を届け出るために、令和2年度及び令和3年度に横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した変更届書13部及びそれらの添付書類である。各変更届書には、届出者である特定法人の所在地、名称及び代表者の氏名、特定薬局の名称及び所在地、変更事項等が記載され、特定法人の代表者印が押されており、変更前及び変更後の薬剤師及び登録販売者の氏名が記載された別紙や変更事項に係る書類が添付されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、開示請求のあった時点で届出されていない薬剤師の氏名（以下「本件氏名」という。）等を非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において本件氏名の開示を求めているので、本件氏名の条例第7条第2項第2号の該当性について、以下検討する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、本件氏名は、過去に特定薬局に勤務していたことがあるが、開示請求のあった時点では勤務していない勤務薬剤師の氏名であることが認められたので、本件氏名は、本号本文に該当する。</p> <p>イ また、法第9条の5並びに省令第15条の15第2項及び別表第1の2の規定により薬局に掲示することとされているのは、当該薬局に勤務する薬剤師の氏名であり、過去に勤務していた薬剤師の氏名ではないから、本件氏名は法令等の規定により公にされている情報に当たらず、ただし書アに該当しない。</p> <p>この点、審査請求人は、薬剤師氏名は厚生労働省のシステムによりWEBで閲覧できる公知の事項である等と主張する。しかし、当該システムは、氏名をフルネームで入力することで、入力した氏名と同名の薬剤師の氏名、性別、登録年及び行政処分に関する情報が表示されるものであって、当該薬剤師が過去に勤務していた薬局の名称といった個人に関する情報を公にするものではない。</p> <p>また、本件氏名は、ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2986</p>	<p><b>《薬局の変更の届出に係る事務について》</b></p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第10条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第16条第1項では、薬局開設者は、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名等を変更したときは、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）に届け出なければならないことが規定されている。また、同条第2項ではこの届出は省令様式第6の変更届書により行うことが、同条第3項では変更届書の区分に応じて同項各号に定める書類を添付すべきことが規定されている。</p> <p>横浜市においては、変更届書の受理に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第3号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、特定薬局の開設者である特定法人が特定薬局に勤務する薬剤師の氏名の変更を届け出るために、令和2年8月24日付で横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した変更届書である。本件審査請求文書には、届出者である特定法人の所在地、名称及び代表者の氏名、特定薬局の名称及び所在地、変更前後の薬剤師氏名（以下「本件氏名」という。）等が記載され、特定法人の代表者印が押されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名を条例第7条第2項第2号本文に該当す</p>

答申 番号	判断の要旨
2986	<p>るとして、法人代表者印の印影を同項第4号に該当するとして非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において本件氏名の開示を求めているので、本件氏名の条例第7条第2項第2号の該当性について、以下検討する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、本件氏名は、特定薬局に勤務していた薬剤師のうち氏名の変更があった者についての変更前及び変更後の氏名の記載であることが認められたので、本件氏名は、本号本文に該当する。</p> <p>イ 審査請求人は、薬剤師氏名は厚生労働省のシステムによりWEBで閲覧できる公知の事項である等と主張する。しかし、当該システムは、氏名をフルネームで入力することで、入力した氏名と同名の薬剤師の氏名、性別、登録年及び行政処分に関する情報が表示されるものであって、薬剤師について氏名の変更があったことや変更前後の氏名といった個人に関する情報を公にするものではないから、本件氏名は慣行として公にされている情報に当たらず、ただし書アに該当しない。</p> <p>また、本件氏名は、ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序

の維持に支障が生ずるおそれがある情報

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第5号及び第6号省略)

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881